

## 鴨川市公告式条例の一部を改正する条例（案）

鴨川市公告式条例（平成 17 年鴨川市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表」を「市のウェブサイトに掲載し、かつ、鴨川市役所前」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電気通信回線の障害その他特別の事由によりウェブサイトに掲載することができないときは、当該掲示場に掲示して行う。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。  
（鴨川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）
- 2 鴨川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。  
第 7 条第 1 号中「に規定する掲示場に掲示する」を「の規定の例により行う」に改める。